

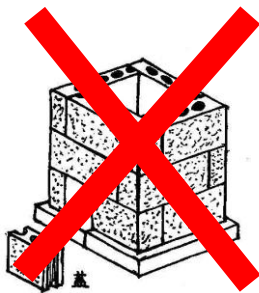
ごみの焼却は禁止されています。

毎年、野焼きによる煙や臭いによる苦情が多く寄せられます。

家庭ごみやプラスチック類などを燃やすことは法律で禁止されています。家庭ごみは燃やさずに村のごみ収集に出してください。

こんな焼却炉でごみを燃やしていませんか？

・ブロックを積んだだけのもの、ドラム缶や一斗缶、法律に適合しない簡易な焼却炉（法律に適合する焼却炉は下記参照）



この他、地面の上で直接燃やす行為や穴を掘って燃やす行為などももちろん禁止されています。

法律に適合する焼却炉とは…

- ・投入口が二重扉構造になっている
- ・バーナーを備え 800 度以上で廃棄物を焼却できる
- ・通風設備がある
- ・燃焼温度を測定できる温度計を備えている などの基準を満たすもの

※ただし、たき火などの軽微なものや農作業等を営むためにやむをえないものは例外として認められています。これらの場合でも、風向きや時間帯など隣近所の方に十分配慮する必要があります。（その際には、水を必ず用意し、その場から離れないようにしてください。）

風の強い日には焼却を行わないでください。また、土手焼きやたき火などを行う際は、最寄の消防署（久保・中込・塩ノ井・北原…箕輪消防署（Tel 7 9 - 0 1 1 9）、北殿・南殿・田畑・神子柴・沢尻・南原・大芝・大泉…伊那消防署（Tel 7 2 - 0 1 1 9））と南箕輪村役場（Tel 7 2 - 2 1 0 4）に事前に連絡をしてください。

【お問い合わせ先】

南箕輪村役場 住民環境課 生活環境係 Tel 7 2 - 2 1 0 6